

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準適用指針公開草案第 19 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」（平成 18 年 9 月 22 日）

2. コメント募集期間

平成 18 年 9 月 22 日～平成 18 年 10 月 23 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（平成 19 年 4 月 25 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

| | 団体名 |
|------|-----------------------|
| CL6 | 社団法人 日本貿易会 |
| CL7 | 日興シティグループ証券株式会社 |
| CL9 | 社団法人 日本経済団体連合会 |
| CL10 | 日本公認会計士協会 |
| CL11 | 野村証券株式会社 キャピタル・マーケット部 |

[個人（敬称略）]

| | 名前・所属等（記載のあるもののみ） |
|-----|-------------------------|
| CL1 | 安藤見 |
| CL2 | 川本修司 |
| CL3 | 益田治郎（ゴールドマン・サックス証券株式会社） |
| CL4 | 中村慎二（アンダーソン・毛利・友常法律事務所） |
| CL5 | 川本修司、星知子 |
| CL8 | 大内一郎（UBS 証券株式会社） |

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|---------------------------------|---|---|
| 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の会計処理 | | |
| 自社の株式 +現金 | <p>本公開草案では、取得条項付CBを発行者側が取得した際の会計処理について、取得の対価が「現金」のみの場合、「自社株式」の場合のみを規定し、「現金」と「自社株式」が合わさった場合についての検討が見送られているが、こちらについても検討をお願いしたい。</p> <p>転換社債型新株予約権付社債の取得の対価が現金および自社の株式であった場合の会計処理として以下の記述を加えて頂きたい。</p> <p>①（取得と同時に消却できることが募集事項に照らして明らかであり、かつ、発行者の取得前の決定に基づき）取得と同時に消却が行われた場合</p> <p>発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を、その所定の評価額のうち一部を現金で交付し、残額に相当する自社の株式を交付することにより取得する場合には、現金交付部分について繰上償還がなされ、残額について会社法による転換社債型新株予約権付社債が行使されたときに準じて処理する。この場合</p> <p>（ア）交付した現金の額が取得時における発行者の転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額に満たない場合は、当該不足が転換社債型新株予約権付社債の行使に伴う払込みに充てられたとみなし、資本金又は資本金及び資本準備金を増加させる。</p> <p>（イ）交付した現金の額が取得時における発行者の転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を超える場合は、当該超過額は転換社債型新株予約権付社債の償還のために超過的に交付した現金であることから取得時に償還損を計上し、資本金は増加させない。</p> <p>② ①以外の場合</p> <p>発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を、その所定の評価額のうち一部</p> | <p>① ITM の場合に取得し、一定の条件を満たすときと、② ①以外るときとに場合分けし、①は帳簿価額に基づき、②は時価に基づき処理することとした。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|--|--|----------|
| | <p>を現金で交付し、残額に相当する自社の株式を交付することにより取得する場合には、取得の対価となる自社の株式と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づき、当該価額から交付現金を控除した額の資本金又は資本金及び資本準備金を増加させるとともに、…（以下26項(2)②と同様）</p> <p>（理由）取得と同時に消却が行われていれば、自己CBを一時点たりとも保有したという事実がないわけであるから、交付現金および株式を手段として自己CBを取得する取引を擬制することが取引の実態を反映していない。…現金の交付は経済的には償還に向けてなされていることが明らかであるから、まず現金の交付部分をもって償還の会計処理を行い、残部について新株予約権の行使の会計処理を行うべきである。これは、社債の募集事項に基づき現金を社債権者に交付する行為は、債務としての社債の本旨（当初予定されていた債務の消滅方法）の実行と経済的に同一であり、資金調達を終了を意味するからである。これに対して、株式を交付する行為は、資金調達の側面からは、資金調達手段の変更による資金調達の続行を意味する。</p> | |
| ITM…自社の株式 OTM…自社の株式 +現金（社債金額に満たない額） | <p>取得条項付の転換社債型新株予約権付社債については、ある時点にて自社の株式の市場価格が転換社債を上回った場合に取得できるが、取得を決めた以後実際の取得時における価値が社債額面を下回る場合には、発行株式価値の社債金額に対する不足額を現金にて償還することとなっている場合が、実際の事例において存在すると聞いています。この場合の行使時における会計処理については当適用指針において明確に示すべきと考えます（設例も必要）。</p> | 同上 |
| ITM… 現金（社債金額） +自社の株式 OTM… 現金（社債金額） | <p>取得の対価が現金と株式の組み合わせであった場合について明確化すべきと思われます。たとえば株価が転換価格を30%上回っていた場合、CBの取得は100の現金と時価30の株式でなされることとなります。実務対応報告第16号においては130が対価になるので、取得費用は130であるとのことになっていました。</p> <p>本ケースでは100で発行したCBを100の現金と30の株で取得するわけですが、全てのCBが100の現金で償還されたと考えてしまうと、30について転換が起こったと考えられないので、まず30の株数に対応するCBについて株式への転換が行われたとして、残りのCBを100で取得したと考えざるをえないと思われます。その場合、消却が行われた時に損失が出ることになります。</p> | 同上 |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|--|--|--|
| | <p>「ITM：額面以上－株式／額面まで－現金、OTM：額面まで－現金」の場合のうち、取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな場合については、新株予約権が全て行使され、行使による資本増加額により時価で自己株式を買受けに用いるのと同様の経済効果を有すると考えられます。従いまして、本件のように取引全体を俯瞰したときに資本取引と同様の効果を有する設計となっている取得条項付新株予約権及び新株予約権付社債については、取得・保有・消却に取引を分解するのではなく、資本取引とみなし、簿価ベースでの処理を採用頂きますようお願い申し上げます。</p> | |
| <p>自社の株式 ＋現金 (転換社債型新株予約権付社債権者側の処理)</p> | <p>転換社債型新株予約権付社債権者が発行者の取得による対価として現金および発行者（自社）株式の両方を受けた場合の会計処理に関し、第27条に(3)として以下の記述を加えて頂きたい。</p> <p>転換社債型新株予約権の帳簿価額のうち現金に対応する部分は譲渡、それ以外の部分は新株予約権の行使に準じて処理する。この場合</p> <p>(ア) 受領した現金の額が発行者による取得時における保有者の転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額に満たない場合は、当該不足が転換社債型新株予約権付社債の行使に伴う払込みに充てられたとみなし、当該不足額をもって新たに取得した株式の取得価額とする。</p> <p>(イ) 受領した現金の額が発行者による取得時における保有者の転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を超える場合は、当該超過額は転換社債型新株予約権付社債の譲渡益として認識し、新たに取得した株式の取得価額はゼロとする。</p> <p>(理由) 取得の対価が全て現金である場合にはCBの譲渡として処理し、取得の対価が全て発行者の株式である場合には新株予約権の行使に準じて処理するわけであるから、取得の対価が一部現金であり、残部が株式である場合には、一部がCBの譲渡であり、残部が新株予約権の行使であると考えべきである。そして、現金を受領した部分については投資の回収（投資の終了）という重大な事象が発生しているのであるから、その部分を優先的に認識し、差額部分を新株予約権の行使として調整する処理が経済実態を明確に反映していると思われる。</p> | <p>取得の対象となる転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を、交付された現金の額と発行者の株式の時価の比率により按分した上で、現金部分は発行者による取得の対価が現金のみの場合に準じて、発行者の株式部分は発行者による取得の対価が発行者の株式のみの場合に準じて処理することとした。</p> |
| <p>取得と同時に消却することが募集事項に照らし</p> | <p>「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合」は、「(取得と同時に消却できることが募集事項に照らして明らかであり、かつ、発行者の取得前の決定に基づき) 取得と同時に消却が行われた場合」にご修正いただきたい。</p> | <p>取得の対価が現金のみの場合は、取得と同時に消却したか否かという事後の事実により、会計処理を区別した。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|---|--|--|
| <p>て明らか (26 項 (1) ①、 (2) ①)</p> | <p>(理由) 取得と同時に CB を消却したにもかかわらず、当初の募集事項においてその旨が明らかであったか否かという過去の事象によって、一方では償還損が発生せず、他方では償還損が発生するというのは会計情報の比較可能性を損なう。</p> | <p>一方、取得の対価が株式のみの場合と現金及び株式の場合は、事後の事実だけではなく、取得した際に消却することが募集事項等に示されているか否かという事前の意図の有無も前提条件として、会計処理を区別した。これは、帳簿価額に基づき処理するとき準用する新株予約権の行使との経済的実質の同一性等を踏まえたものである。</p> |
| | <p>「取得と同時に消却「する」ことが募集事項に照らして明らかであり、かつ、…」を「取得と同時に消却「できる」ことが募集事項に照らして明らかであり、かつ、…」としていただきたい。</p> <p>(理由) 取得条項付転換社債型新株予約権付社債の効用にかかわらず、CBが取得と同時に消却されたという実態があれば、当該取引は全体として新株予約権の行使と何ら変わりはありません。「自己社債の取得及び自己新株予約権の取得」として会計処理出来るのは、会社にその意思があることが状況的に明らかである(=すなわち取得と同時に消却しない)場合に限定されるべきであります。</p> <p>また、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づきCBを取得し対価として株式を交付する場合はCBの取得価額は発行価額を超える為、即時の消却によって消却損が発生することになりますが、取得と同時にCBを消却したにもかかわらず、当初募集要項でその旨が明らかであったか否かにより消却損発生の有無が左右されるのは不自然です。</p> <p>更に、CBの発行会社に募集時点で当該CBを一律取得時に消却するか否かを決めさせるのは負担が大きいです。すなわち、会社法では募集事項において取得したCBを直ちに消却するか否かを確定させる義務はなく、発行会社の適時の判断で消却するか否かを定める裁量を募集要項上確保しておきたいという要望もあり得ます。</p> | |
| | <p>要件として、「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合」とされていますが、私共は、「取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかである」という部分は不要と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 「取得と同時に消却が行われた場合」の要件のみで十分であること</p> <p>公開草案のような会計処理を行うための根拠が、取得条項に基づく取得の経済的実質が「繰上償還」又は「新株予約権の行使」と同一である点に求められていることからすれば、たとえ「取得と</p> | |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|----------|
| | <p>同時に消却することが募集事項に照らして明らかである」とはいえない場合であっても、結果として「取得と同時に消却が行われ」れば、転換社債型新株予約権付社債につき「繰上償還」又は「転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使」がなされた場合と同様、その時点において当該転換社債型新株予約権付社債が消滅することになりますので、繰上償還又は新株予約権の行使と経済的実質が同一であるといえることができるからです。</p> <p>取得条項に基づく取得が新株予約権の行使と経済的実質が同一といえる（そして、①の処理が認められる）かどうかは、行使の場合に新株予約権付社債が行使により消滅する（法律的には、新株予約権は行使されることによりなくなり、社債は出資され混同により消滅するものと考えられる。）のと同じように、取得の対象となる新株予約権付社債が取得と同時に消滅するかどうかポイントであり、一括法の適用要件である「取得条項付新株予約権付社債の社債と新株予約権とは、常に、それぞれ単独で存在し得ないこと」との要件は関係がないものと考えます。</p> <p>(2) 会社法上の「募集事項」によっては「取得と同時に消却することが明らかである」かが判断できないこと</p> <p>(3) 「取得と同時に消却する」旨の規定の効力が不明確であること</p> <p>当該規定は一応有効な条項とは考えられるものの、そのような規定をおいたからといって取得と同時に自動的に新株予約権付社債の消却がなされるわけではないと考えられるうえ、発行会社が当該規定に違反して、直ちに新株予約権付社債の消却の決議を行わず、自己新株予約権付社債を保有し続けたり又は第三者に処分したりした場合の効力についても、明確ではありません。</p> <p>会社法236条第1項第7号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、募集事項において「取得した新株予約権付社債を保有、売却又は消却することができる」と発行会社に選択に委ねる形となっても、会社法273条1項の規定に基づく取締役会の決議において消却を決議すれば、取得と同時に消却されることとなりますので、例えば、「取得と同時に消却することが明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合」というように、記載内容を変更していただきたくお願い申し上げます。</p> <p>繰上償還又は新株予約権行使と同様の経済的効果を得ることを目的として取得し、直ちに消却が行われた場合であっても、取得時点の目的に照らせば繰上償還又は新株予約権行使と同様の会計処理を</p> | |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|---|--|--|
| | <p>とることも認められると考えられるので、このような場合にも繰上償還又は新株予約権行使と同様の会計処理をとることを検討すべきである。</p> | |
| <p>市場価格が取得の条件ではない場合</p> | <p>自社の株式の市場価格が取得の条件とされていない場合において、現金、自社株式、又は現金及び自社株式の組合せによる取得対価の交付が行なわれた場合の発行者及び社債権者における処理について明確な指針を示していただきたい。</p> | <p>全体のバランスを考慮して、本適用指針では取り扱わないこととした。 なお、市場価格が取得の条件とされていない場合の取得については、その経済的実質から、新株予約権の行使に準じて帳簿価額に基づき処理することにはならないと考えられる。</p> |
| <p>取得の条件が OTM の場合</p> | <p>いわゆる強制転換社債を企図し、自社の株式の市場価格が転換価額を下回る状態において、取得の対価を自社の株式とする取得条項も想定されます。このため、このような場合の処理についても明記していただきたくお願い申し上げます。 また、いわゆる強制転換社債の変形として、自社の株式の市場価格が転換価額を下回る場合に「現金と自社の株式」を取得の対価として行使される取得条項も想定されるため、あわせて処理について明記していただきたくお願い申し上げます。</p> | <p>自社の株式の市場価格が転換価格以下の場合の取得については、新株予約権の行使と経済的実質が同一とはいえないので、自己社債の取得に準じて時価に基づき処理することとした。</p> |
| <p>資本金等を増加させる時価 (26 項 (2) ②、設例 2)</p> | <p>「取得の対価となる自己の株式の時価と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価」について、具体的な測定方法及び測定日についても明記していただきたくお願い申し上げます。 上場会社の場合には「自社の株式」と「転換社債型新株予約権付社債」は両方とも市場価格があることから、どちらをもって「より高い信頼性を持った測定可能な時価」としたらよいかの問題があるかと思いますので、このようなケースを想定して、より具体的な判断基準の記載をお願いしたい。(通常は自社の株式の時価と転換社債型新株予約権付社債の時価は一致することから、後者を採用する必要はないと考えます。) もし、後者を採用する場合は、設例 2 においても、転換社債型新株予約権付社債の時価に基づき資本金又は資本金及び資本準備金を増加させる場合を加えて頂きたい。</p> | <p>会社計算規則第 41 条において「当該取得時における…価額」と明記されているので、取得時を基準とし、金融商品会計基準等の定めに基づいて測定することになると考えられるが、他の基準等でも同様の定めをしていることから、本適用指針では特段の記述はしないこととした。 コメントにもあるとおり、通常は取得時において取得する CB とその対価である自社の株式の時価は一致すると思われるので、本適用指針では特段の記述はしないこととした。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|------------------|---|---|
| 自己社債の会計処理 | | |
| (48 項) | <p>自己社債は、金融商品に係る会計基準に基づく金融負債の消滅の認識要件を充たすため、原則として、社債の償還が行われたと考えて会計処理する必要があると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>① 金融負債は、「金融負債の契約上の義務を履行したとき、義務が消滅したとき又は第一次債務者の地位から免責されたとき」は、その消滅を認識しなければなりません（金融商品に係る会計基準第二、二、2）。社債発行会社が自己の社債を取得することにより、この要件を充たすため、社債の消滅を認識する必要があります。</p> <p>② また、自己社債を、有価証券の会計処理に準じて処理した場合、資産性及び負債性に疑問のある資産及び負債が計上されることとなります。すなわち、資産に計上される「自己社債」は、「他の企業から現金もしくはその他の金融資産を受取る契約上の権利」を表さないため、金融商品会計基準に基づく「金融資産」の定義を充たしません。また、同時に負債に計上されている「社債」は、「他の企業に金融資産を引渡す契約上の義務」を表さないため、金融商品会計基準に基づく「金融負債」の定義を充たしません。</p> <p>さらに、社債の発行価額と取得価額との差額を資産（又は負債）として計上する会計処理もまた、その根拠を見出すことができないため、考えられません。</p> <p>尚、社債発行会社が自己の社債を取得したとしても、法的には当該社債が混同により消滅することはありませんが、このことと会計処理とは別個に考える必要があります。すなわち、混同が生ずるかどうかは、会計処理を異ならせる根拠とはなり得ません。</p> <p>自己社債については、有価証券の取得に準じて会計処理するという見解があるが、自己社債を取得した場合には混同により法的債務が消滅し、金融負債の消滅を認識すべきという見解もある。社債の消滅を認識すべきという意見も根強いものであるので、その当否を十分に検討した上で自己社債の会計処理を定めるべきであると考えます。</p> <p>従来自己社債の取得についての会計処理が必ずしも明確ではなかったことから、「結論の背景」第48項で言及するのではなく、「適用指針」にて「自己社債の取得に準じて、有価証券の取得として処</p> | <p>適用指針本文において、金融商品会計基準における有価証券の会計処理に準じて行う（ただし、満期保有目的の債券に分類することはできない。）ことを明記するとともに、結論の背景において金融負債の消滅要件や金融資産の定義の観点から説明を加えた。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|---------------------------|---|---|
| | <p>理する」等の表現とすべき、と考えます。</p> <p>自己社債の処理について現行の会計基準等では言及されておらず、その会計慣行も確立されたものとは言い難いことから、第48項の解説を加えてもなおその意味は十分に明確であると言えない。例えば、「自己社債の取得は有価証券の取得として時価で認識し、その後の処理についても発行者の保有目的に応じた有価証券の区分に基づく処理に従うものとする。なお、当該自己社債を消却した場合には、当該自己社債の消却時の帳簿価額と対応する社債の消却時の帳簿価額との差額を損益として認識する。」というような具体的な記述をお願いしたい。</p> | |
| 転換社債型新株予約権付社債の会計処理 | | |
| 区分法 (44項、46項) | 第44項及び第46項において「払込金額が明らかに経済的に合理的な額と乖離する場合」の取扱を規定していますが、このような「明らかに経済的に合理的な額と乖離する場合」のガイドラインについて記載があると実務上有用と考えられることから、本草案において提示をしていただきたい。 | 実務上一括法の採用が多いことに鑑み、公開草案のままとした。 |
| 単元未満株式のみなし買取請求による金銭交付等 | 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使に伴い、一株未満の端数に関する金銭交付をした場合の発行者及び社債権者の会計処理についても設例等による記述をしていただきたい。 | 端数部分を含めて新株予約権の行使として処理し、その後、発行者においては、交付する金銭の額をその他資本剰余金から減額することとした。 |
| 取得者側 (22項) | 「権利を行使したときには株式に振り替える」の意味が不明確であり、「権利を行使した場合には、そのときの帳簿価額をもって発行者の株式に振り替える」とした方が正確な記述になると思われる。 | 通常は、取得者側でその他有価証券に区分されるのでコメントのとおりとなるが、売買目的有価証券に区分される場合にはこの限りではないので公開草案のままとした。 |
| 自己新株予約権の会計処理 | | |
| 保有時の会計処理 (14項) －マイナス表示 | 直接控除して控除しきれない金額についての取扱いについて明確にしていきたい。 (理由) 控除しきれない場合には、純資産の部にマイナス表示をすることになると思われるが、その旨が示されていないため。 | 直接控除して控除しきれない場合には、純資産の部にマイナス表示することを明記した。 |
| 保有時の会計処理 (14項) －間接控除 | 「自己新株予約権は、取得原価による帳簿価額を、純資産の部の新株予約権から、原則として直接控除する。」となっているが、どういった際に例外的な処理がなされるのか、例を示して頂きたい。 また、例外的な場合には、第三者による取得の場合と同様第9項を準用し有価証券として処理できるの | 間接控除を採用した場合には、新株予約権の直後に自己新株予約権の科目をもって表示することを明記した。なお、表示方法について直接控除と間接控除の選択肢を認めて |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|---|--|--|
| | かも含め、処理方法も明記して頂きたい。 | いるのであって、会計処理に選択肢を認めるものではない。 |
| 保有時の会計処理（15項） －損失処理 | 「自己新株予約権が処分されないものと認められるとき」が、会社の保有意思だけで決めることができるのか、それとも別途客観的な条件が必要なかが不明瞭であるため、どのような時に処分されないものと認められるのか具体的な例を示して頂きたい。 | 通常は、自己新株予約権の時価が著しく下落し、回復する見込みがあると認められないときに準ずるような状態であることが想定されるが、本適用指針では、全体のバランスを考慮し、特段の記述はしないこととした。 |
| 保有時の会計処理（16項） －連結 | <p>連結財務諸表において新株予約権を発行する連結会社とそれを保有する連結会社が異なる場合には、連結会社相互間の債権債務の相殺消去に準じて処理することとされているが、親会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合及び連結子会社が発行した新株予約権を当該連結子会社が保有している場合と同様に、自己新株予約権として処理すべきである。</p> <p>連結会社が発行した新株予約権を当該連結会社が取得しても、他の連結会社が取得しても、連結財務諸表上の実態はどちらも同じであると考えられるにも関わらず、保有するのが発行者か他の連結会社かで異なる会計処理が適用されることになる。このような会計処理の違いは合理的な説明が困難であるため。</p> | 自己社債に関する取扱いとの整合性を考慮し、連結会社が発行した新株予約権で一時期所有のものは相殺消去の対象としないことができることとした。 |
| 取得条項付の新株予約権について取得の対価が自社の株式である場合の会計処理（11項） | 第11項では、新株予約権の単独発行の場合は取得の対価の種類に係わらず、譲渡とする処理が記載されていますが、第27項では転換社債型新株予約権付社債について取得の対価が現金の場合と自社の株式の場合に分けており、また取得の対価が自社の株式の場合は、新株予約権を行使した場合に準じて処理すると記載されています。新株予約権の単独発行の場合についても、取得の対価の種類に応じた処理について明記していただきたくお願い申し上げます。 | 新株予約権に係る取得条項に基づく取得時の発行者側の会計処理についても、一定の場合には帳簿価額に基づき処理し、それ以外の場合には時価に基づき処理することとした。 |
| 用語の定義 | | |
| 会社法による転換社債型新株予約権付社債（3項） | 「会社法による転換社債型新株予約権付社債」の定義について、「なお、会社法施行日以後に発行され外国法に基づきその割当てと償還がなされるために会社法上の転換社債型新株予約権付社債に該当しないが、それと類似する債券も、「会社法による転換社債型新株予約権付社債」に準じて会計処理を行う。」を追加的に記載していただきたい。 | コメントのとおり、経済的実質が同一であれば、外国法に基づく債券であっても、会社法に基づく債券と同様の会計処理を適用することが適当と考えられる。なお、本適用指針では、全体のバランスを考慮し、特段の記述はしていない。 |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|---------------|--|---|
| | <p>(理由) 会計処理の観点からは、経済的実態が同一であれば会社法の適用を受けるか否かは問題にならないことから、外国法に基づく転換社債型新株予約権付社債類似の債券も会社法に基づく転換社債型新株予約権付社債と同様の会計処理が妥当することを本適用指針上で明確にしたい。</p> | |
| その他 | | |
| <p>税務との関係</p> | <p>本適用指針の最終決定の前に、社債権者側の課税関係について税務当局の見解を明らかにしておくことを要望する。</p> <p>(理由) 取得条項に基づく転換社債型新株予約権付社債の取得は、投資家（保有者）からみれば新株予約権付社債の新株予約権の行使と同様に譲渡取引であり（法人税法 61 の 2 第 11 項 4 号、5 号参照）、発行者が取得と同時に消却したか否かに関係なく、当該取引によって投資家側に発生した利益は社債の償還に伴う差金には該当せず、譲渡損益課税を受ける点を明らかにしたうえで本適用指針を公表されたい。</p> | <p>税務については本適用指針で取り扱うべき事項ではないが、税務の判断を左右するような記述を避けるため、「譲渡」から「譲渡又は償還」に表現を修正した。</p> |